

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年3月6日条例第3号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 勤続期間6月以上で退職した職員（第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項に</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 勤続期間6月以上で退職した職員（第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は人事委員会規則で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、当該同号ア又はイに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第3項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項に</p>

新	旧
<p>において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の2から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 職業に就いたものについては、就業促進手当</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>11 前項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「第36条、第37条及び第56条の2から第59条まで」とあるのは「<u>第56条の2から第59条まで</u>」と読み替え</p>	<p>において「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の2から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(3)の2 前2号に該当する者以外の者であつて、安定した職業に就いたものについては、再就職手当</u></p> <p><u>(4) 雇用保険法第57条第1項に規定する身体障害者その他の就職が困難な者として人事委員会規則で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたもの(前号の再就職手当の支給を受けることができる者を除く。)</u>については、<u>常用就職支度金</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>11 前項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「第36条、第37条及び第56条の2から第59条まで」とあるのは「<u>第57条 から第59条まで</u>」と読み替え</p>

新	旧
<p>るものとする。</p> <p>12 第10項第3号 _____ に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>13 第10項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>14 雇用保険法第10条の4の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第2項又は第4項から第11項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。</p> <p>15 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～29 省略</p> <p>30 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるそ</p>	<p>るものとする。</p> <p>12 第10項第3号又は第3号の2に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第10項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>13 雇用保険法第10条の3の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第2項又は第4項から第11項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。</p> <p>14 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～29 省略</p> <p>30 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する _____</p> <p>_____ 日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるそ</p>

新	旧
<p>の者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>の者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>31 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は_____、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の 104</u> を乗じて得た額とする。</p>	<p>31 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、<u>第6条の規定にかかわらず</u>、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の 110</u> を乗じて得た額とする。</p>
<p>32 当分の間、<u>36年</u> _____ の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>32 当分の間、<u>35年を超え38年以下</u> の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>33 省略</p>	<p>33 省略</p>
<p>34 平成10年10月21日に<u>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団</u>（以下「<u>旧事業団</u>」という。）の職員として在職していた者（同法 _____ 附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法</u>（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「<u>旧公団</u>」という。）の職員となり、かつ、引き続き<u>旧公団</u>の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職</p>	<p>34 平成10年10月21日に _____ <u>日本国有鉄道清算事業団</u>（以下「<u>事業団</u>」という。）の職員として在職していた者（<u>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律</u>（平成10年法律第136号）附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて _____ <u>日本鉄道建設公団</u>（以下「<u>公団</u>」という。）の職員となり、かつ、<u>引き続き公団</u>の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職</p>

新	旧
<p>手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、<u>旧事業団</u>の職員としての在職期間及び<u>旧公団</u>の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が<u>旧事業団又は旧公団</u>を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、<u>事業団</u>の職員としての在職期間及び<u>公団</u>の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が<u>事業団又は公団</u>を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年7月13日条例第26号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>附 則 1～4 省略 （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例） 5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和59年愛媛県条例第3号）附則第6項（同条例附則第7項において準用する場合を含む。）において従前の例による同条例による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和36年愛媛県条例第1号）附則第2項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に</p>	<p>附 則 1～4 省略 （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例） 5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和59年愛媛県条例第3号）附則第6項（同条例附則第7項において準用する場合を含む。）において従前の例による同条例による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和36年愛媛県条例第1号）附則第2項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に</p>

新	旧
<p>対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで_____並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項の規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>36年</u>である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条及び第5条の2_____並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8～38 省略</p>	<p>対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項の規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>35年を超え38年以下</u>である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条、<u>第5条の2及び第6条</u>並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8～38 省略</p>